

所得税における控除の負担軽減効果と再分配効果： 税務データを用いた分析^{*1}

大野 太郎^{*2}

岡本 慎吾^{*3}

稲葉 和洋^{*4}

要 約

日本の所得税において控除制度のあり方は重要な政策課題の一つである。控除が所得税の累進的な負担構造にどのような影響を与えているのかを捉えるにあたっては、控除による負担軽減効果の構造や所得再分配への影響についてデータに基づく実態把握が有益である。本稿では国税庁が保有する所得税確定申告書の税務データ（2020年）を用いて、控除の負担軽減効果および再分配効果を定量的に評価する。所得税において、控除の負担軽減効果（軽減額の対所得比）は所得控除や所得計算上の控除（給与所得控除や公的年金等控除）の寄与が大きく、また、所得階層別で見ると負担軽減効果は高所得層ほど大きい。こうした背景には収入に応じて適用控除額が大きくなる仕組みが強く影響し、特に給与所得控除の収入通増部分や社会保険料控除によるところが大きい。また、控除は再分配効果の低下に作用しており、その背景にも収入通増的な控除が寄与していることが示された。

キーワード：所得税，控除，再分配効果，税務データ

JEL Classification：D31, H24

I. はじめに

日本では近年、社会保障制度の維持には家計の税負担の見直しが必須であると考えられる中、基幹税である所得税の再検討も求められて

いる。例えば、手厚い所得控除により課税ベースが大きく侵食されている点が指摘されるなど、控除制度のあり方も重要な政策課題の一つ

* 1 本研究は、「税務大学校との共同研究における国税庁保有行政記録情報利用に係るガイドライン」に基づき国税庁に利用申出を行い、2022年3月に承諾を受け、税務大学校と共同で実施した研究の成果である。本稿の内容は全て筆者らの個人的見解であり、財務省及び財務総合政策研究所、国税庁及び税務大学校の公式見解を示すものではない。なお、本研究の一部は科学研究費助成事業（基盤研究（C）（一般）21K01538）からの助成を受けている。関係者各位に厚く御礼を申し上げる。

* 2 税務大学校客員教授／信州大学経済学部 教授

* 3 税務大学校研究部教育官

* 4 税務大学校研究部／財務省財務総合政策研究所研究官

となっている。

こうした論点は海外では租税支出 (Tax expenditure) の研究に含まれる。租税支出とは、「所得控除 (Deductions), 課税除外 (Exclusions), 税額控除 (Credits), 軽減税率 (Favorable Rates) などの租税特別措置であり、特定の活動や産業、納税者層に減税の恩恵を与えるもの」(Burman et al. 2017, p. 109) とされ、そこでは租税支出による負担軽減の大きさについて考察されてきた (Burman et al. 2008; Poterba 2011; Altshuler and Dietz 2011; Albarea et al. 2015; Avram 2018; Burman et al. 2017)。これに対して、日本では所得税・住民税が主に所得控除を多用する仕組みとなっていることもあり、学術面でも所得控除に関する考察が多い。かねてより控除による課税ベースの侵食が大きい点が指摘されており (石 1979), 近年は家計マイクロデータも利用しながら、所得控除の大きさを計測することを通して課税ベースの侵食度合いを考察する取り組みが進んできた (森信・前川 2001; 上村 2008; Morinobu and Nakamoto 2013; Matsuda et al. 2014; Yashio and Hachisuka 2014; Ohno et al. 2024)。一連の研究の中で、日本は諸外国と比較しても手厚い所得控除によって課税ベースが狭いことや (田近・八塩 2010; Nakamoto 2014), 所得控除の大きさは収入・世帯属性などの要素によって納税者ごとに異なり、低所得層や高齢層ほど課税ベースの割合が相対的に小さいことが確認されている (田近・八塩 2006a, 2006b, 2008, 2010; 金田 2014)。また、税を通じた所得格差是正の効果、すなわち税の再分配効果に関する研究の中で控除の寄与を評価する研究もある (望月ほか 2010; Miyazaki and Kitamura 2016; 金田 2018; Miyazaki et al. 2019)¹⁾。さらに海外の研究と同様、控除が税負担軽減に与える影響につ

いても考察されてきた。一連の研究から控除による負担軽減効果 (税負担率の低下分) は高所得層ほど大きい (Ohno et al. 2021; 大野ほか 2023)。個別の控除の効果について見てみると、給与所得控除や公的年金等控除、配偶者 (特別) 控除による負担軽減が高所得層ほど大きい (田近・古谷 2003, 2005; 田近・八塩 2006a, 2006b; 金田 2014)。また、控除に伴う負担軽減が再分配効果に与える影響について考察した取り組みもある。現在、給与所得控除は収入に応じて適用控除額が増加する仕組みとなっており、社会保険料控除も一部を除き収入に応じて社会保険料が増加することから適用控除額が増加する形となっているが、こうした特徴が高所得層ほど控除による負担軽減効果を高めているとともに、再分配効果を低下させている面があることも確認されている (Ohno et al. 2025)。

控除の負担軽減効果は税の負担構造とも関連する。所得税において累進的な負担構造をもたらす制度的要因としては税率構造とともに、所得控除も挙げられる (増井 2014, p. 76)。仮に税率が一定であったとしても、定額の所得控除を利用するとき、所得が高まるほど平均税率は上昇し、税の負担構造は累進的となる。他方、先行研究では控除の負担軽減効果が高所得層ほど大きいことが示されてきた。実際の制度的特徴を踏まえるとき、こうした結果をもたらす理由は2点挙げられる。1つ目は超過累進税率の採用である。超過累進税率を採用する場合、たとえ適用される所得控除が同額であったとしても、高所得層は低所得層よりも控除による税負担の軽減額が大きくなる。2つ目は収入が高まるにつれて適用控除額が増加するもの、すなわち収入逡増的な控除の採用である。日本の所得税において、収入逡増的な控除の例としては給与所得控除、公的年金等控除、社会保険料控除

1) 日本の控除制度における制度変更が税負担や再分配効果に与える影響の研究には、阿部 (2003, 2008), 白石 (2010), 高山・白石 (2010, 2016, 2017), 土居 (2010, 2016, 2017, 2021, 2023), 土居・朴 (2011), 川出 (2016) が挙げられる。控除が就労に与える影響の研究には、Bessho and Hayashi (2014), 足立・金田 (2016), 金田・栗田 (2017), Bessho (2018), Ogasa (2019), 林 (2020) が挙げられる。控除に関する税制変更が家計の消費や所得に与える影響の研究には、栗田 (2017, 2019) が挙げられる。

が挙げられる。そのため、所得控除が税の負担構造を累進的なものになっているかは一概には言えない。実際の所得税制では様々な控除があり、個々の控除の仕組みも多様である。それゆえ、現行の所得税制において控除が累進的な負担構造にどのような影響を与えているのかを捉えるにあたっては、控除による負担軽減やそれに伴う再分配効果への影響についてデータに基づいた実態把握を行い、「どのような階層が負担軽減の恩恵を大きく受けているのか」（負担軽減効果の構造）や「控除に伴う負担軽減が再分配効果をどのように変化させるのか」（再分配効果への影響）について考察する必要がある。

そこで、本稿では国税庁が保有する行政記録情報を利用し、所得税における控除の負担軽減効果およびその再分配効果への影響について定量的に評価する。使用データについて、具体的には「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」第一表（A および B）及び第三表に記載されている項目に関する個票データ（2020 年）を利用する（以下、「税務データ」と呼ぶ）²⁾。なお、税務データの利用に際し、納税者氏名等はプライバシー保護の観点から秘匿されている。上述のとおり、こうした研究はすでに蓄積が進んでいるが、これまでは主に調査統計（総務省統計局「全国家計構造調査」など）の個票データにマイクロシミュレーションを適用して考察するものが多い。マイクロシミュレーションとは世帯の家族構成や所得に関する情報に現実の税制を当てはめて税額を推計するもので、所得税額の推計に際してはこの取り組みの中で合わせて適用控除額も推計される。こうした分析手法は控除に関するマイクロデータ分析を可能とする一方、考察可能な控除項目は限定的とならざるを得ない。先行研究では主に基礎控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、社会保険料控除、給与所得控除、公的年金等控除などが扱われ、適用控除額の点で納税者が利用する控除の大部分

をカバーするものの、他の控除は考察の対象から外されてきた。これに対して、本研究では税務データを利用することにより、先行研究と比較して2つの点から優位性がある。第1に、税務データはサンプル調査ではなく、各年で2,000万人を超える膨大な納税者をカバーしており、超高額所得者も含まれている。第2に、所得税制における全ての控除項目を扱うことが可能である。また、各控除項目の適用控除額は推計値ではなく、実績値を利用可能である。本研究ではこうした税務データの利点を活かしながら、先行研究の手法を適用する。控除による負担軽減効果を捉えるにあたってはBurman et al.(2017)の手法を採用し、控除を適用するかどうかによって税額がどの程度変化するかを計測する。また、再分配効果への影響を捉えるにあたってはAvram(2018)と同様に、控除の適用有無により各個人の税額の変化を通じて、税による所得格差是正の度合いがどの程度変化するかを計測する。

本稿の構成は以下のとおりである。Ⅱ節では日本の所得税制の特徴、および税制改正の内容を整理する。Ⅲ節では使用するデータについて説明する。Ⅳ節では所得、控除、税負担の実態を所得階層別に考察する。Ⅴ節では控除の負担軽減効果とそれが再分配効果へ与える影響について考察する。最後にⅥ節では結論を述べる。

2) 今回の税務大学校との共同研究では2014～2020年のデータが利用可能である。本研究では年ごとの計測も行った。その計測結果は年ごとに大きな違いはないため、本稿では2020年の結果のみを扱う。2014～2019年の結果は本稿のディスカッション・ペーパー（大野・岡本・稲葉 2025）を参照されたい。

Ⅱ．日本の所得税制とその変遷

本節では日本の所得税制の概要および近年における税制改正について述べる。日本の所得税は総合課税、申告分離課税、源泉分離課税といった3つの形態で原則として徴収される。このうち、確定申告では総合課税および申告分離課税の対象が扱われる。所得税額は以下のステップを経て求められる。第1に、各種の収入から必要経費などを差し引いて所得を求める。所得税制では所得計算のための控除があり、給与収入からは給与所得控除、公的年金等の雑収入からは公的年金等控除を差し引く。第2に、総合課税対象の所得を合算した合計から各種の所得控除を差し引いて課税総所得金額を計算し、引ききれない所得控除がある場合は各種分離課税対象所得から差し引く。所得控除には社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除、障害者控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、基礎控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除が含まれる。第3に、申告分離課税対象の所得がない場合は、課税所得に税率を適用して税額を計算する。申告分離課税対象の所得がある場合は、総合所得分に加えて分離課税分の税額を加える。第4に、この税額から各種の税額控除を差し引く。税額控除には配当控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄附金特別控除、住宅耐震改修特別控除等が含まれる。最後に、この税額から災害減免額を差し引いて基準所得税額を求め、復興特別所得税額（基準所得税額に2.1%を乗じた額）を加算し、外国税額控除を差し引いて最終的な所得税額が求められる。以下ではこの所得税額を納付税額と呼ぶ。

主な税制改正について見ていくと、まず2015年から最高税率が引き上げられた。従前は6段階（5、10、20、23、33、40%）であったが、改正後は7段階となり最高税率が45%となっ

た。2016年からは給与所得控除の上限が引き下げられた。従前は給与所得控除の最低保証額は65万円であり、また給与収入が高まるにつれて適用控除額も増加するが、適用控除額の上限は245万円（給与収入1,500万円）であった。これに対して、改正後は適用控除額の上限が230万円（給与収入1,200万円）となった。また、2017年からは給与所得控除の上限がさらに引き下げられ、220万円（給与収入1,000万円）となった。

2018年からは配偶者特別控除が拡大された。従前、配偶者控除については控除対象配偶者の所得要件として合計所得金額が38万円以下である場合、適用控除額は一般で38万円、控除対象配偶者が70歳以上のときで48万円であった。また、本人の所得要件として合計所得金額が1,000万円以下であれば、配偶者の合計所得金額が38万円を超えても配偶者特別控除の適用が受けられる。適用控除額は最高で38万円であり、ただし配偶者の所得に応じて適用控除額が減少し、合計所得金額が76万円以上の場合に控除額は発生しない。これに対して、改正後は配偶者の合計所得金額が85万円以下であれば、配偶者特別控除の適用控除額は38万円となった。ただし、引き続き配偶者の所得に応じて適用控除額が減少する。また、改正後は新たに本人の合計所得金額が900万円を超えると配偶者控除および配偶者特別控除の適用控除額が減少する措置も導入された。

2020年からは基礎控除が拡大され、その入れ替えとして給与所得控除や公的年金等控除が縮小された。また、配偶者控除および配偶者特別控除がさらに拡大された。従前、基礎控除については適用控除額が38万円であった。これに対して、改正後は適用控除額が48万円となった。ただし、新たに本人の合計所得金額が2,400

万円を超えると基礎控除の適用控除額が減少する措置も導入された。給与所得控除については改正後、最低保証額は55万円となり、また適用控除額の上限が195万円（給与収入850万円）となった。公的年金等控除については従前、最低保証額が65歳未満の場合で70万円、65歳以上の場合で120万円であった。またいずれの場合も公的年金等収入が高まるにつれて適用控除額も増加する。これに対して、改正後は最

低保証額が65歳未満の場合で60万円、65歳以上の場合で110万円となった。引き続き公的年金等収入が高まるにつれて適用控除額も増加するが、適用控除額の上限が195.5万円（公的年金等収入1,000万円）となった。また、新たに本人の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得以外の所得）が1,000万円を超えると公的年金等控除の適用控除額が減少する措置も導入された。

Ⅲ．使用データ

Ⅲ－１．税務データの内容³⁾

本節では使用するデータや分析対象のサンプルについて述べる。本研究は国税庁が保有する行政記録情報を利用し、具体的には「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」第一表及び第三表に記載されている項目に関する税務データ（2021年確定申告、すなわち2020年所得）を利用する。ただし、納税者氏名等はプライバシー保護の観点から秘匿されている。

日本では政府による統計調査の個票データをはじめ、家計関連のサーベイ・マイクロデータが利用可能である。これらの統計調査はそれぞれ独自かつ豊富な情報を有しており、多くの研究で利用されてきたが、統計上の特徴として、例えば所得情報についてはサンプルに超高額所得者が含まれていない点などが指摘されている。これに対して、本研究で利用する税務データはサンプル調査ではなく、各年2,000万人を超える膨大な納税者をカバーしており、そこでは超高額所得者も含まれている。こうした特徴の制度的背景として、第1に、給与収入が2,000万円を超える場合は確定申告が必要となっている。第2に、大口株主等（発行済み株式の総数等の3%以上に相当する数または金額の株式等

を有する個人）について、上場株式等の配当等は確定申告が必要となっている。第3に、個人事業主については原則として確定申告が必要となっている。他方、税務データではカバーしきれていない情報やサンプルがあることにも留意が必要である。第1に、サンプルは世帯単位ではなく個人単位であり、家族構成などに関する情報は有していない。第2に、基本的に確定申告義務のない者はサンプルに含まれない。例えば、所得がない者は確定申告の必要はないため、サンプルには含まれない。第3に、税務データでは、総合課税や申告分離課税の対象となる所得のうち申告されたものが扱われる。そのため、源泉分離課税の対象である利子所得や、申告分離課税の対象となる配当所得、譲渡所得について源泉徴収で納税を完結させ確定申告では申告しなかった所得は含まれていない。また、同時に2か所以上から給与の支払を受けておらず、かつ、給与以外の所得のない給与所得者については年末調整のみで納税手続きが完結し、確定申告が原則不要となるためデータに含まれていない。

税務データの特徴の1つは、詳細な所得情報を有していることが挙げられる。日本の所得税

3) 税務データの詳細については國枝・米田（2023）が詳しく紹介している。

制は所得を性質に応じて分類される。また、所得税は総合課税、申告分離課税、源泉分離課税といった3つの形態で徴収される。このうち、確定申告書では総合課税および申告分離課税の対象が扱われる。確定申告書第一表では総合課税の対象が扱われ、そこでは事業所得（営業等所得、農業所得）、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得（公的年金等の雑所得、業務に係る雑所得、その他の雑所得）、総合譲渡・一時所得が含まれ、これらに関する収入金額等および所得金額等が利用可能である。また、確定申告書第三表では申告分離課税の対象などが扱われ、そこでは短期譲渡所得（一般分、軽減分）、長期譲渡所得（一般分、特定分、軽減分）、一般株式等の譲渡所得、上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当等所得、先物取引所得が含まれる。山林所得や退職所得も総合課税と異なる税務上の取り扱いとなり、分離して課税されるため、第三表に含まれる。これらに関する収入金額等および所得金額等が利用可能である。なお、税務上の合計所得についてはいくつかの定義が使用されるため、留意が必要である。総合課税および申告分離課税における各所得の合計金額は「合計所得金額」と呼ばれる。そこから繰越損失を控除した金額は、総合課税分のみ場合は「総所得金額」、総合課税と申告分離課税の双方を含めた場合は「総所得金額等」と呼ばれる。

税務データは確定申告における所得税額を計算するための詳細な情報を有しており、そこでは収入金額や所得金額のみならず、所得控除や税額控除等の適用控除額も利用可能である。所得控除には社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除、障害者控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、基礎控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除が含まれる。ただし、年末調整を受けた給与を有する場合、

社会保険料控除から基礎控除までの項目についてはそれらの合計金額（年末調整控除合計金額）のみを確定申告書に記載することが可能である。それゆえ、一部のサンプルについては年末調整控除合計金額のみが利用可能であり、その内訳は不明となる。税額控除には配当控除、住宅借入金等特別控除等の住宅関係減税、政党等寄附金特別控除、外国税額控除が含まれる⁴⁾。その他、税額の計算で差し引かれる災害減免額のデータも利用可能である。

本研究では税務マイクロデータを利用した計測に先立ち、いくつかのデータクリーニングを行った。第1に、訂正申告や修正申告等があるとき、同一の納税者について訂正前や修正前の申告情報も含まれている。そのため、一人の納税者につき申告書提出日が最も新しいものののみを残し、それ以外はサンプルから除外した。第2に、所得や控除の項目において税法上想定しない負値等を有することがあり、これに該当する個人はサンプルから除外した。この結果、本研究のサンプルサイズは各年で約2,200万人となっている。

Ⅲ－２．本研究で採用する所得概念とサンプル

本研究では所得の概念として（１）総合課税と関連した合計所得、（２）総合課税および申告分離課税と関連した合計所得といった2つのケースを扱う。これらは税務上の所得というよりも、個人が当初に稼得した所得に相当する。そのため、税務上の所得を出発点としつつ、ただし税務上の所得を求める際に、実際の経費を控除すること以外で適用されるいくつかの措置について調整を行う。詳細は以下のとおりである。

合計所得1（総合課税と関連した合計所得）では、確定申告書第一表における事業所得（営業等所得、農業所得）、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得（公的年金等の雑所得、業務に係る雑所得、その他の雑所得）の

4) ここでいう住宅借入金等特別控除等の住宅関係減税には、住宅ローンを組んだ際の住宅借入金等特別控除の他、耐震改修工事をした場合の住宅耐震改修特別控除、バリアフリーや省エネ改修工事をした場合の住宅特定改修特別税額控除、優良住宅を新築した際の認定長期優良住宅新築等特別控除が含まれる。

合計金額を求め、そこに以下の要素を加算する。第1に、給与所得控除額と公的年金等控除額を加算する。給与所得控除額は給与収入に給与所得控除を求めるためのフォーミュラを適用し、公的年金等控除は公的年金等収入に公的年金等控除を求めるためのフォーミュラを適用して求める。第2に、(総合譲渡・一時所得ではなく)総合譲渡・一時収入を加算する。こうした背景として、総合譲渡・一時所得は税務上の扱いとして、総合長期譲渡収入および一時収入についてそれぞれ0.5を乗じた金額を扱っている。ここではこうした措置により減額された金額を扱うことは避けるため、総合譲渡・一時収入を利用する。なお、総合譲渡・一時収入はそれらの収入を稼得する際、実際にかかった経費は差し引かれた金額が記載されている。第3に、青色申告特別控除額を加算する。税務上の所得では、すでに青色申告特別控除が適用された金額が記載されている。そのため、青色申告特別控除の分を戻す作業を行う。

合計所得2(総合課税および申告分離課税と関連した合計所得)では、合計所得1に以下の要素を加算する。第1に、確定申告書第三表における短期譲渡所得(一般分、軽減分)、長期譲渡所得(一般分、特定分、軽減分)、一般株式等の譲渡所得、上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当等所得、先物取引所得、山林所得の金額を加算する。第2に、(退職所得ではなく)退職収入を加算する。こうした背景として、退職所得は税務上の扱いとして、退職所得控除などを適用した金額を扱っている。ここではこうした措置により減額された金額を扱うことは避けるため、退職収入を利用する。

本研究ではこうした2つの合計所得を扱う。ところで、日本の所得税における控除制度は所得控除を中心に利用している。また、所得控除ははじめに総合課税対象の所得に適用され、控除額に残余があれば次に分離課税対象の所得にも適用されるが、利用実態として所得控除を分離課税対象の所得にも適用する者はごく一部に限られている。こうした点を踏まえるとき、本

研究のねらいとして主に控除の効果を考察するにあたっては、特に所得控除と総合課税関連所得の関係で捉えていくことが重要である。それゆえ、本研究では2つの合計所得のうち、合計所得1を相対的に重視して使用する。

本研究では分析対象のサンプルとして(A)全観測値を利用する場合、(B)年末調整対象者を除く場合(正確には、年末調整控除合計金額のみを記載し、内訳については記載していない者を除く場合)といった2つのケースを扱う。基本的にはサンプルA(全観測値を利用する場合)に基づいて考察を進める。しかし、上述のように年末調整控除合計金額の内訳(社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦・ひとり親控除、勤労学生・障害者控除、配偶者(特別)控除、扶養控除、基礎控除)が不明な者がいる。そのため、控除のうち、こうした内訳項目に焦点を当てた考察を行う際には適宜、サンプルB(年末調整対象者を除く場合)も採用する。

分析対象の控除はⅢ-1節で挙げた全ての所得控除および税額控除を扱う。また、所得税額はⅡ節で税額計算のステップを述べたとおり、基準所得税額に復興特別所得税額を加算し、外国税額控除を差し引いた金額を主として使用する(なお、確定申告書第一表ではこの税額は記載されず、ここから源泉徴収税額を差し引いた申告納税額が記載される)。所得階層別の考察にあたっては(分位階級別ではなく)所得水準に基づいた階層を使用するが、このとき各階層で該当者数が異なる点に留意が必要である。

Ⅲ-3. サンプル補正の方法

本研究で使用する税務データは、納税が源泉徴収で完結し確定申告をしていないサンプルを含まない。そのため、税務データをそのまま使用すると、計測結果はバイアスを持つ可能性がある。そこで、国税庁『民間給与実態統計調査』(以下、『民給』と呼ぶ)の公表値を利用して、給与所得者のうち、納税が源泉徴収で完結した者を反映するようにサンプル補正を行う。具体

的には Moriguchi and Saez (2010) の手法を採用し、以下の作業を行う。

まず、『民給』の「給与階層別の給与所得者数」を使用して、階層別人数を確認する。このとき、給与階層は給与収入ベースを使用する。その後、『民給』と人事院『公務員白書』を使用して、給与所得者数と公務員数（いずれも総数）で比率をとり、『民給』による階層別人数に公務員分を加算する。このとき、公務員の給与分布が、民間給与者の分布と同じであると仮定する。その後、税務データを使用して、給与収入を有する者を対象に、給与収入のみに基づく給与階層を作成する。このとき、給与階層の区分は『民

給』を使用した階層の区分と同じものを使用する。その後、税務データおよび『民給』（公務員補正後）を使用し、階層ごとに双方の人数の差をとり、これを「給与所得者のうち、納税が源泉徴収で完結した者」とみなす。その後、税務データおよび『民給』（加算すべき者）を使用し、階層ごとに人数の比を求め、調整用乗率を作成する。このとき、税務データのサンプルのうち、「給与収入 2,000 万円以下で、給与収入を有する者」には 1 以上の乗率が付与され、それ以外の者に 1 の乗率を付与する。最後に、各集計項目において調整用乗数を適用して計測する⁵⁾。

Ⅳ．所得、控除、税負担の実態

本節では所得、控除、税負担の実態を所得階層別に考察する。はじめに、所得分布の特徴について見ていく。表 1 は所得分布を示している。合計所得について 2 ケース、サンプルについても 2 ケースに分けており、合計 4 ケースの結果を扱った。パネル (a) は所得階層ごとの人数と相対度数（補正前）を表している。サンプル A は約 2,181 万人、サンプル B は約 1,979 万人であり、これらが本研究のサンプルサイズにあたる。双方では約 200 万人の差があり、サンプル A のおよそ 1 割程度に相当する。こうした約 200 万人については年末調整控除を利用することで、所得控除の内訳が明らかではない。所得分布の特徴を捉えるには相対度数を利用することが分かりやすい。パネル (b) は所得階層

ごとの累積相対度数（補正前と補正後）を表している。いずれのケースで見ても、900 万円超 1,000 万円以下の階層で累積相対度数は 90% 程度となっている。それゆえ、1,000 万円以下の階層に納税者のほとんどが含まれていることになる。他方、それ以上の階層については該当者数が少なくなるものの、分析対象サンプルに超高所得者が含まれる点が本研究の特徴でもある。以下では、補正後の計測結果に基づいて議論を進める。

次に控除の利用実態について見ていく。図 1 は所得階層別に見た所得控除等の適用額（合計所得 1、サンプル A のケース）を示している。ここでは控除の適用額に所得計算上の控除、すなわち給与所得控除と公的年金等控除も含めて

5) 宇南山ほか (2025) は確定申告データの特徴を示すにあたり、どのような属性を持った個人が確定申告をしているのかについて考察している。彼らは確定申告データを日本全体の所得データとして利用する際には、特に源泉徴収で完結しているような給与所得者の情報（例えば国税庁『民間給与実態統計調査』）を合わせて使用する必要があることを指摘している。また、確定申告をする給与所得者は医療費控除や住宅借入金等特別控除などの適用を求めていると考えられ、確定申告をしていない者と同質ではない可能性がある指摘している。本研究は源泉徴収で完結している給与所得者について補正を行っているが、その際に確定申告をしている者としていない者は同質であることを前提としている。こうした異質性に関する補正については今後の課題としたい。

表 1 所得分布

(a) 度数と相対度数：補正前

区分		合計所得 1				合計所得 2			
		サンプル A (全観測値)		サンプル B (年末調整 控除対象を除く)		サンプル A (全観測値)		サンプル B (年末調整 控除対象を除く)	
		人数 (人)	相対度数	人数 (人)	相対度数	人数 (人)	相対度数	人数 (人)	相対度数
0 万円超	0 万円以下	610,250	2.80%	502,680	2.54%	517,580	2.37%	498,159	2.52%
0 万円超	100 万円以下	2,163,017	9.92%	2,139,355	10.81%	2,200,109	10.09%	2,091,744	10.57%
100 万円超	200 万円以下	3,320,376	15.22%	3,261,604	16.48%	3,275,626	15.02%	3,216,041	16.25%
200 万円超	300 万円以下	4,258,966	19.53%	4,125,175	20.84%	4,202,709	19.27%	4,068,884	20.56%
300 万円超	400 万円以下	3,040,821	13.94%	2,825,138	14.27%	3,017,791	13.84%	2,802,065	14.16%
400 万円超	500 万円以下	2,098,232	9.62%	1,827,247	9.23%	2,089,408	9.58%	1,818,418	9.19%
500 万円超	600 万円以下	1,478,475	6.78%	1,221,601	6.17%	1,475,684	6.77%	1,218,803	6.16%
600 万円超	700 万円以下	1,077,236	4.94%	861,476	4.35%	1,077,766	4.94%	862,000	4.35%
700 万円超	800 万円以下	840,673	3.85%	639,389	3.23%	843,629	3.87%	642,328	3.24%
800 万円超	900 万円以下	628,146	2.88%	466,028	2.35%	632,859	2.90%	470,742	2.38%
900 万円超	1,000 万円以下	451,328	2.07%	337,515	1.71%	458,755	2.10%	344,905	1.74%
1,000 万円超	2,000 万円以下	1,395,836	6.40%	1,141,737	5.77%	1,465,490	6.72%	1,211,029	6.12%
2,000 万円超	3,000 万円以下	278,366	1.28%	278,102	1.40%	321,724	1.48%	320,912	1.62%
3,000 万円超	4,000 万円以下	80,714	0.37%	80,393	0.41%	101,590	0.47%	100,733	0.51%
4,000 万円超	5,000 万円以下	34,721	0.16%	34,557	0.17%	45,712	0.21%	45,258	0.23%
5,000 万円超	1 億円以下	41,952	0.19%	41,561	0.21%	60,708	0.28%	59,839	0.30%
1 億円超	5 億円以下	11,052	0.05%	10,870	0.05%	21,681	0.10%	21,261	0.11%
5 億円超	10 億円以下	311	0.00%	305	0.00%	1,126	0.01%	1,099	0.01%
10 億円超	20 億円以下	96	0.00%	95	0.00%	416	0.00%	407	0.00%
20 億円超		39	0.00%	38	0.00%	244	0.00%	239	0.00%
合計		21,810,607	100.00%	19,794,866	100.00%	21,810,607	100.00%	19,794,866	100.00%

(b) 累積相対度数：補正前と補正後

区分		合計所得 1				合計所得 2			
		サンプル A (全観測値)		サンプル B (年末調整 控除対象を除く)		サンプル A (全観測値)		サンプル B (年末調整 控除対象を除く)	
		補正前	補正後	補正前	補正後	補正前	補正後	補正前	補正後
0 万円超	0 万円以下	2.80%	1.09%	2.54%	1.07%	2.37%	1.02%	2.52%	1.15%
0 万円超	100 万円以下	12.72%	5.94%	13.35%	6.67%	12.46%	5.92%	13.08%	6.65%
100 万円超	200 万円以下	27.94%	15.71%	29.82%	17.76%	27.48%	15.56%	29.33%	17.60%
200 万円超	300 万円以下	47.47%	31.52%	50.66%	35.02%	46.75%	31.19%	49.89%	34.64%
300 万円超	400 万円以下	61.41%	48.91%	64.94%	52.55%	60.58%	48.37%	64.04%	51.92%
400 万円超	500 万円以下	71.03%	64.30%	74.17%	67.03%	70.16%	63.57%	73.23%	66.18%
500 万円超	600 万円以下	77.81%	75.64%	80.34%	77.43%	76.93%	74.79%	79.38%	76.44%
600 万円超	700 万円以下	82.75%	83.50%	84.69%	84.62%	81.87%	82.58%	83.74%	83.55%
700 万円超	800 万円以下	86.60%	88.81%	87.92%	89.33%	85.74%	87.88%	86.98%	88.25%
800 万円超	900 万円以下	89.48%	92.05%	90.27%	92.21%	88.64%	91.15%	89.36%	91.17%
900 万円超	1,000 万円以下	91.55%	94.27%	91.98%	94.18%	90.74%	93.41%	91.10%	93.18%
1,000 万円超	2,000 万円以下	97.95%	99.03%	97.75%	98.86%	97.46%	98.56%	97.22%	98.33%
2,000 万円超	3,000 万円以下	99.23%	99.63%	99.15%	99.57%	98.94%	99.39%	98.84%	99.29%
3,000 万円超	4,000 万円以下	99.60%	99.81%	99.56%	99.78%	99.40%	99.65%	99.35%	99.60%
4,000 万円超	5,000 万円以下	99.75%	99.88%	99.73%	99.87%	99.61%	99.77%	99.58%	99.74%
5,000 万円超	1 億円以下	99.95%	99.98%	99.94%	99.97%	99.89%	99.93%	99.88%	99.92%
1 億円超	5 億円以下	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%
5 億円超	10 億円以下	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
10 億円超	20 億円以下	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
20 億円超		100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

(出所) 国税庁保有行政記録情報 (所得税, 2020 年)

いる。また、超高所得層の適用控除額は金額面でかなり大きいため、所得階層別を2つのグループに分ける。パネル（a）は「5,000万円超1億円以下」までの所得階層を対象とし、パネル（b）は「5,000万円超1億円以下」から上の所得階層を対象としている。パネル（a）を見ると、所得階層が高まるにつれて適用控除の合計額が大きくなる傾向にある。こうした背景には、所得階層が高まるにつれて特に給与所得控除と年末調整対象控除が増加していることが挙げられる。ただし、給与所得控除や年末調整対象控除は1,000万円程度の所得階層までは増加するが、それより上の所得階層ではほぼ同額で推移している。こうした背景として、給与収入が高まるにつれて給与所得控除額が増加すること、ただし給与収入850万円で給与所得控除の上限額に達していることが挙げられる。パネル（b）を見ると、高所得階層ほど寄附金控除の適用額が大きい傾向にある。寄附金控除は（所得税上の）総所得金額等の40%を上限額としているため、収入が高いほど寄附金控除の上限額が高くなる。実態として超高所得層における寄附金控除の適用額はかなり高額になっている。

所得階層が高まるにつれて年末調整対象控除が増加していることを踏まえ、その背景として年末調整対象控除の内訳について見ていく。図2は所得階層別に見た年末調整対象控除の適用額（合計所得1, サンプルBのケース）を示している。ここでも所得階層別を2つのグループに分ける。パネル（a）は「5,000万円超1億円以下」までの所得階層を対象とし、パネル（b）は「5,000万円超1億円以下」から上の所得階層を対象としている。パネル（a）を見ると、年末調整控除額の特徴は社会保険料控除によってもたらされている。すなわち、所得階層が高まるにつれて社会保険料控除額が増加するが、1,000万円より上の所得階層で社会保険料控除額はほぼ同額で推移している。こうした背景には特に厚生年金や健康保険（被用者保険）の場合、収入が高まるにつれて社会保険料が増加すること、ただし社会保険料には収入1,000万円

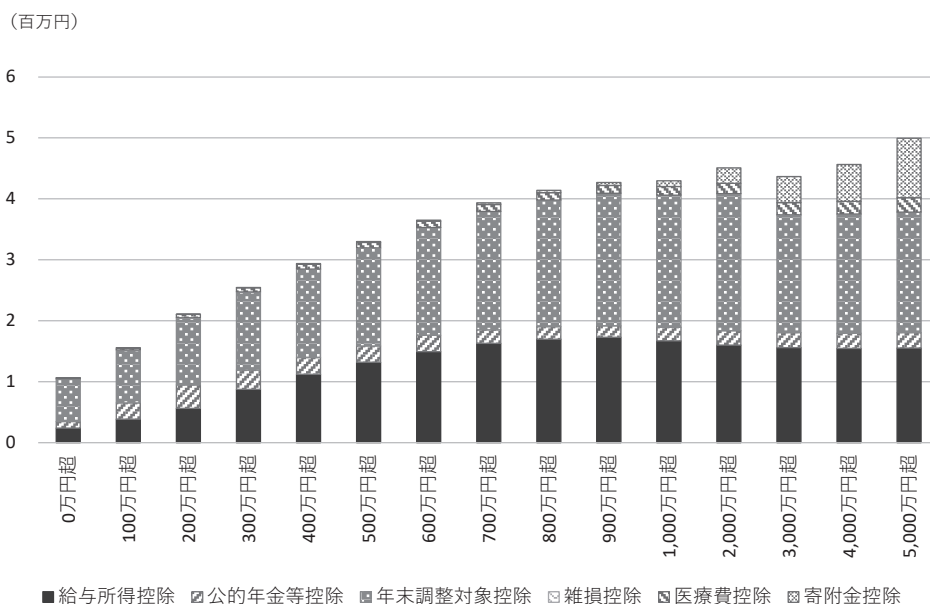
程度で上限額があることが挙げられる。パネル（b）を見ると、社会保険料控除額、そして年末調整対象控除額はほぼ一定である。

図3は所得階層別に見た税額控除の適用額（合計所得1, サンプルAのケース）を示している。パネル（a）は「5,000万円超1億円以下」までの所得階層を対象とし、パネル（b）は「5,000万円超1億円以下」から上の所得階層を対象としている。パネル（a）を見ると、「2,000万円超3,000万円以下」の所得階層までは主に住宅借入金等特別控除が利用されている。また、それより上の所得階層では主に配当控除が利用されており、このことはパネル（b）の結果においても同様である。

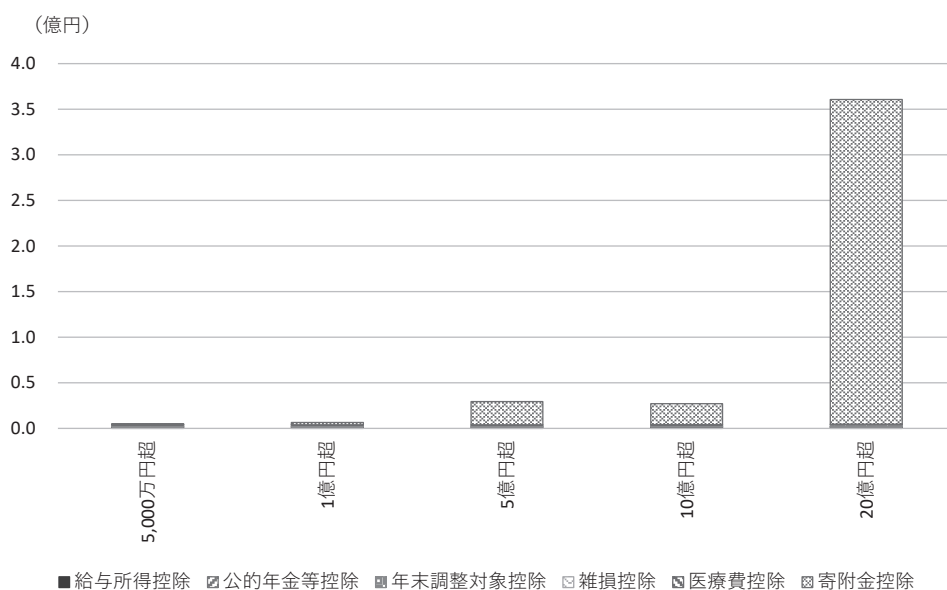
所得控除等の利用実態についてはいくつかの点を指摘したい。第1に、所得控除等は所得に対してどの程度の割合を占めているのかを確認する。表2は所得階層別に見た税負担率および控除比率（合計所得1, サンプルAのケース）を示している。税負担率は納付税額の合計所得1に対する割合をとっている。控除比率は所得控除の合計所得1に対する割合をとっている。なお、所得控除については「所得控除」と「所得控除等」の2つのケースを扱い、「所得控除等」では所得控除のほかにも所得計算上の控除、すなわち給与所得控除と公的年金等控除も含めている。（ただし、どちらも税額控除は含めていない。）まず、税負担率について見ていくと、税負担率の平均値（全サンプル）は2.2%である。所得階層別にみると、所得階層が高まるにつれて税負担率が上昇しており、累進的な負担構造となっている。ただし、「900万円超1,000万円以下」の所得階層でも税負担率は5.8%となっている。この階層は累積相対度数で見るとトップ10%に含まれ、高所得階層に位置づけられる。このように、サンプルのほとんどで税負担率が10%を下回る程度に低水準にとどまっているのは、手厚い所得控除等によるものである。そこで次に控除比率について見ていくと、控除比率の平均値（全サンプル）は所得控除の場合で39.4%、所得控除等の場合で68.1%となって

図 1 所得控除等の適用額

(a) 所得 1 億円未満の所得階層別



(b) 所得 5,000 万円以上の所得階層別

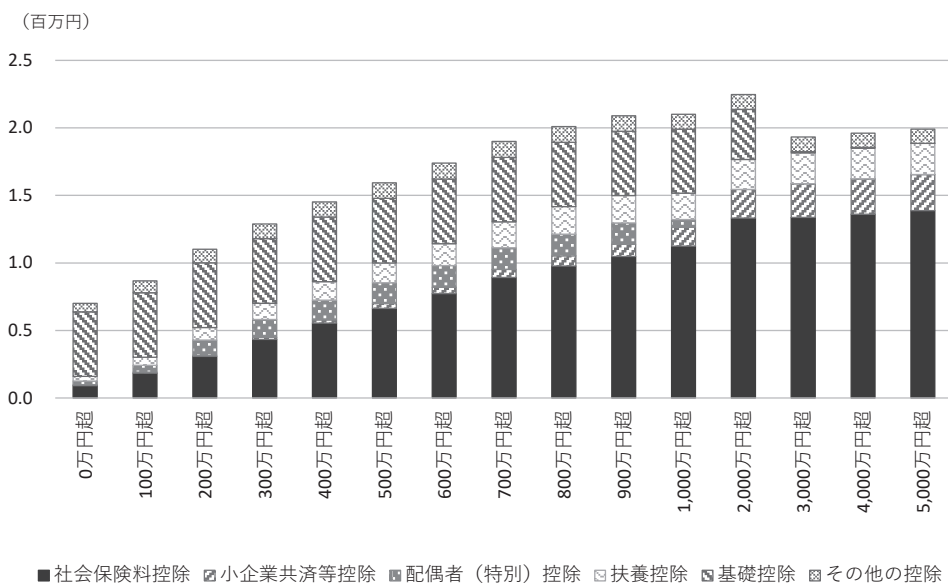


(注) 所得階層別は合計所得 1 に基づき区分している。

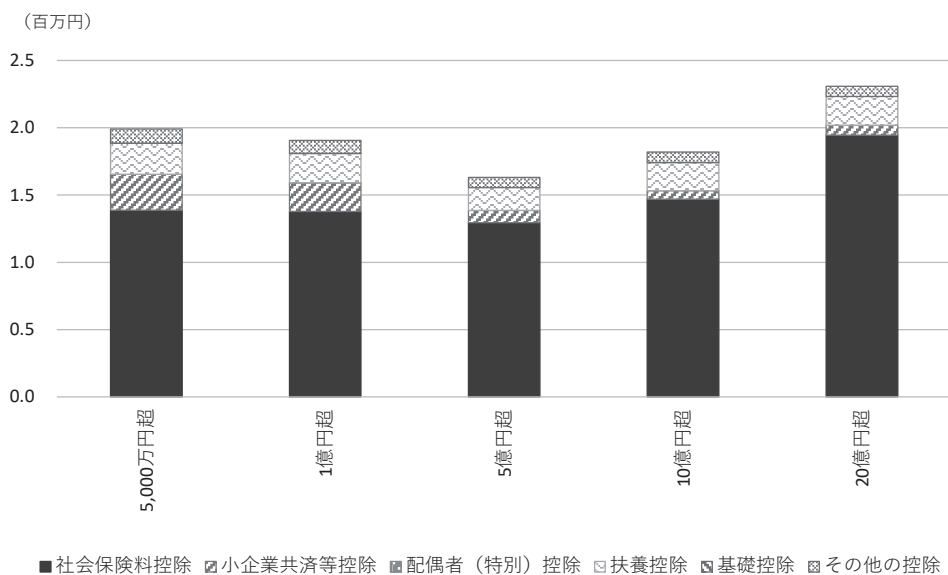
(出所) 国税庁保有行政記録情報 (所得税, 2020 年)

図2 年末調整対象控除の適用額

(a) 所得1億円未満の所得階層別



(b) 所得5,000万円以上の所得階層別



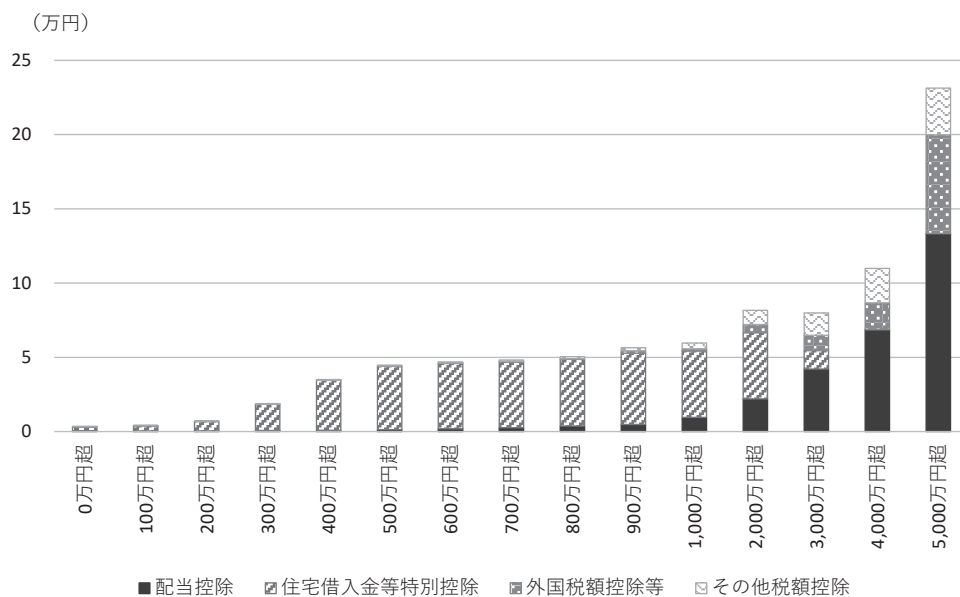
(注1) 所得階層別は合計所得1に基づき区分している。

(注2) その他の所得控除は、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除、障害者控除を含む。

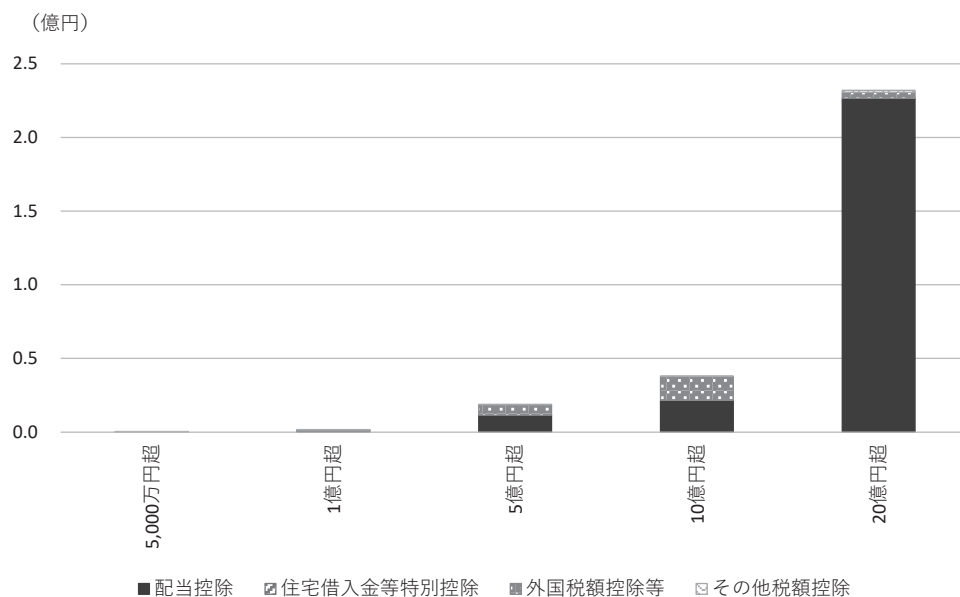
(出所) 国税庁保有行政記録情報（所得税，2020年）

図3 税額控除の適用額

(a) 所得1億円未満の所得階層別



(b) 所得5,000万円以上の所得階層別



(注) 所得階層別は合計所得1に基づき区分している。

(出所) 国税庁保有行政記録情報(所得税, 2020年)

おり、特に給与所得控除や公的年金等控除を含むと控除比率は高水準となる。所得階層別にみると、所得階層が高まるにつれて控除比率は低下する。ただし、「900万円超1,000万円以下」の所得階層でも所得控除等の比率は45.1%となっており、こうした高所得階層でも合計所得の半分程度が控除されている。また、「700万円超800万円以下」より下位の所得階層はサンプルの88.8%を占めるが、所得控除等によって合計所得の半分以上が控除されている。先行研究でも指摘するように、日本の所得税は手厚い所得控除によって課税ベースが狭くなっており、こうした特徴は高所得層にも及んでいる（田近・八塩 2006a, 2006b, 2008, 2010；金

田 2014）。

第2に、所得控除等の利用実態が年齢別でどのように違うのかを確認する。上述のとおり、図1は所得階層別に見た所得控除等の適用額を示しているが、そこでは所得階層ごとの計測を行っており、年齢など他の要素は考慮していない。それゆえ、例えば各所得階層において65歳以上の者は相対的に少ないため、公的年金等控除など、65歳以上の者で利用頻度が高いと思われる控除については過小評価になりやすい。そこで、所得控除等の利用実態を年齢別に捉える。表3は年齢別に見た所得控除等の適用額（サンプルAのケース）を示している。65歳未満と65歳以上では、所得控除等の合計額

表2 控除比率

区分	所得分布 累積相対度数	税負担率 (対所得比)	控除比率	
			所得控除 (対所得比)	所得控除等 (所得計算控除を含む) (対所得比)
0万円以下	1.09%	—	—	—
0万円超 100万円以下	5.94%	0.06%	88.08%	97.94%
100万円超 200万円以下	15.71%	0.41%	58.01%	89.73%
200万円超 300万円以下	31.52%	0.84%	46.05%	80.95%
300万円超 400万円以下	48.91%	1.19%	38.88%	72.27%
400万円超 500万円以下	64.30%	1.46%	34.39%	65.37%
500万円超 600万円以下	75.64%	1.87%	31.22%	60.16%
600万円超 700万円以下	83.50%	2.44%	29.12%	56.38%
700万円超 800万円以下	88.81%	3.35%	27.89%	52.68%
800万円超 900万円以下	92.05%	4.54%	26.39%	48.90%
900万円超 1,000万円以下	94.27%	5.79%	24.83%	45.09%
1,000万円超 2,000万円以下	99.03%	9.92%	19.12%	34.30%
2,000万円超 3,000万円以下	99.63%	20.11%	11.37%	19.20%
3,000万円超 4,000万円以下	99.81%	26.27%	7.51%	12.83%
4,000万円超 5,000万円以下	99.88%	29.37%	6.25%	10.31%
5,000万円超 1億円以下	99.98%	33.58%	4.93%	7.76%
1億円超 5億円以下	100.00%	38.79%	3.04%	4.31%
5億円超 10億円以下	100.00%	40.69%	1.96%	2.24%
10億円超 20億円以下	100.00%	39.81%	1.92%	2.07%
20億円超	100.00%	40.08%	5.97%	6.02%
合計		2.19%	39.42%	68.11%

（注） 所得階層別や対所得比は合計所得1を、またサンプルAを使用している。

（出所） 国税庁保有行政記録情報（所得税，2020年）

表 3 所得控除等の適用控除額：年齢別

	全体（円）	65 歳未満（円）	65 歳以上（円）
所得控除等合計（所得計算控除を含む） （内訳）	2,788,925	2,750,624	2,886,480
給与所得控除	1,006,623	1,157,728	621,743
公的年金等控除	277,425	24,679	921,198
年末調整対象控除	1,408,316	1,475,045	1,238,352
雑損控除	1,002	1,022	951
医療費控除	77,429	71,795	91,778
寄附金控除	18,128	20,354	12,459

（出所） 国税庁保有行政記録情報（所得税，2020 年）

表 4 給与所得控除・公的年金等控除における適用控除額の分布

適用額	給与所得控除（％）	公的年金等控除		
		65 歳未満（％）	65 歳以上（％）	全体（％）
最低控除額	14.4％	82.1％	94.2％	92.5％
最低控除額超	85.6％	17.9％	5.8％	7.5％

（出所） 国税庁保有行政記録情報（所得税，2020 年）

にほとんど違いはないが、内訳には違いが確認できる。65 歳未満の場合は給与所得控除と寄附金控除が相対的に大きい。他方、65 歳以上の場合には公的年金等控除と医療費控除が相対的に大きい。

第 3 に、給与所得控除と公的年金等控除の適用額はどのような特徴があるのかを確認する。適用額で見ると、65 歳未満では給与所得控除を、65 歳以上では公的年金等控除を多く利用している。どちらの控除も制度的特徴は似ており、最低控除額とともに収入に応じて適用控除額が大きくなる仕組みとなっているが、利用実態には多少の違いがある。表 4 は給与所得控除と公的年金等控除における適用控除額の分布（サンプル A のケース）を示している。ここでは、給与所得控除を利用する者のうち、適用控除額が最低控除額である者が 14.4％、最低控除額を超える者が 85.6％となっている。したがって、給与所得控除の場合、ほとんどの者は適用控除額が最低控除額を上回っている。このことは、収入に応じて適用控除額が増加する部

分、いわゆる収入逦増部分を利用していることを意味する。他方、公的年金等控除を利用する者のうち、適用控除額が最低控除額である者が 92.5％、最低控除額を超える者が 7.5％となっている。したがって、公的年金等控除の場合、ほとんどの者は適用控除額が最低控除額を上回らない。このことは、いわゆる収入逦増部分をほとんど利用しておらず、実態として定額控除の適用に近い状態となっていると言える。

V. 控除の負担軽減効果と再分配効果

本節では控除の負担軽減効果とそれが再分配効果へ与える影響について考察する。前節の考察を踏まえ、控除の利用実態としては適用控除額の点で給与所得控除や社会保険料控除の金額が大きく、高齢者の場合には公的年金等控除の金額が大きい。また、これらの控除は収入が高まるにつれて適用控除額が増加するもの、すなわち収入逓増的な仕組みを採っているため、利用実態としても所得階層が高まるほど適用控除の合計額が大きくなることが確認された。以下では、こうした特徴も反映しながら考察する。そして、本節の議論を通じて、「どのような階層が負担軽減の恩恵を大きく受けているのか」（負担軽減効果の構造）や「控除に伴う負担軽減が再分配効果をどのように変化させるのか」（再分配効果への影響）に関するエビデンスを提供する。

V-1. 控除の負担軽減効果

控除による負担軽減額を求めるにあたってはBurman et al. (2017) の手法を採用し、控除を適用するかどうかによって税額がどの程度変化するかを計測する。まず、控除を適用した場合の税額（税額 a）を推計する。次に、控除を適用しない場合の仮想的な税額（税額 b）を推計する。控除は減税措置であるため、税額 b は常に税額 a を上回る。そして、双方の税額の差（= 税額 b - 税額 a）を控除による負担軽減額として扱う。なお、いずれの場合の税額計算においても復興特別所得税額は加算している。

はじめに、現行制度における控除の負担軽減効果について見ていく。図4は所得階層別に見た控除による負担軽減額（合計所得1, サンプル A のケース）を示している。ここでの控除は所得控除等（所得計算上の控除を含む）および税額控除の影響を反映している。パネル（a）は

「5,000 万円超 1 億円以下」までの所得階層を対象とし、パネル（b）は「5,000 万円超 1 億円以下」から上の所得階層を対象としている。パネル（a）を見ると、控除による負担軽減額はほぼ所得控除等の寄与によるものであり、税額控除の寄与は限定的である。また、所得階層が高まるほど控除による負担軽減額が大きくなることが分かる。他方、パネル（b）を見ると、超高所得層では税額控除の寄与も大きい。

次に、控除による負担軽減額は所得に対してどの程度の割合を占めているのかを確認する。このことは、控除によって税負担率をどの程度低下させているのかを捉えている。図5は所得階層別に見た控除の負担軽減割合（合計所得1, サンプル A のケース）を示している。負担軽減割合は軽減額の合計所得1に対する割合をとっている。パネル（a）は控除全般の効果および給与所得控除・公的年金等控除の影響を示している。控除全般とは所得控除等（所得計算上の控除を含む）および税額控除を含んでいる。控除全般による効果を見てみると、まず「700 万円超 800 万円以下」の所得階層にかけて軽減割合は11%程度まで上昇し、その後「1,000 万円超 2,000 万円以下」の所得階層まで軽減割合はほぼ横ばいに推移し、それより上の所得階層で軽減税率は低下している。このことから、現行制度における控除の負担軽減効果は逆 U 字型の形状を持っているようにも見える。しかし、「1,000 万円超 2,000 万円以下」の所得階層は累積相対度数で見ると99%を超えているため、所得分布の大勢を占めるところで捉えれば、むしろ控除の負担軽減効果は右上がりの形状を持ち、所得階層が高まるほど控除による負担軽減効果が大きい。それゆえ、現行の所得税制において、控除の負担軽減効果は累進的な負担構造を弱めていると言える。

ここではさらに給与所得控除・公的年金等控除の影響を捉えるため、(1) 給与所得控除・公的年金等控除を除いた場合、(2) 給与所得控除・公的年金等控除（収入逓増部分のみ）を除いた場合、それぞれで控除の負担軽減割合を計測した。いずれのケースも控除全般の場合より負担軽減割合は小さくなる。この負担軽減割合の低下分を(1) 給与所得控除・公的年金等控除の影響や、(2) 給与所得控除・公的年金等控除（収入逓増部分のみ）の影響として捉える。計測の結果、(1) 給与所得控除・公的年金等控除の影響は大きく、これらが無ければ「700万円超 2,000万円以下」の所得階層において負担軽減割合は6%程度にまで低下する。その中で、(2) 収入逓増部分の影響も大きく、これらが無ければ「700万円超 2,000万円以下」の所得階層において負担軽減割合は8%程度にまで低下することが分かる。

こうした結果を掘り下げるため、給与所得控除のみの影響を見ていく。パネル(b)は控除全般の効果および給与所得控除の影響を示している。ここではその影響を捉えるため、(1) 給与所得控除を除いた場合、(2) 給与所得控除（収入逓増部分のみ）を除いた場合、それぞれで控除の負担軽減割合を計測した。図が示すとおり、給与所得控除の影響は大きく、これらが無ければ「700万円超 2,000万円以下」の所得階層において負担軽減割合は7%程度にまで低下する。またその中で、収入逓増部分による影響が大きいことが分かる。こうした結果は、表4における適用控除額の分布でも確認したように、給与所得控除では収入逓増部分の利用が多いことを反映している。

同様に、公的年金等控除のみの影響を見ていく。パネル(c)は控除全般の効果および公的年金等控除の影響を示している。ここではその影響を捉えるため、(1) 公的年金等控除を除いた場合、(2) 公的年金等控除（収入逓増部

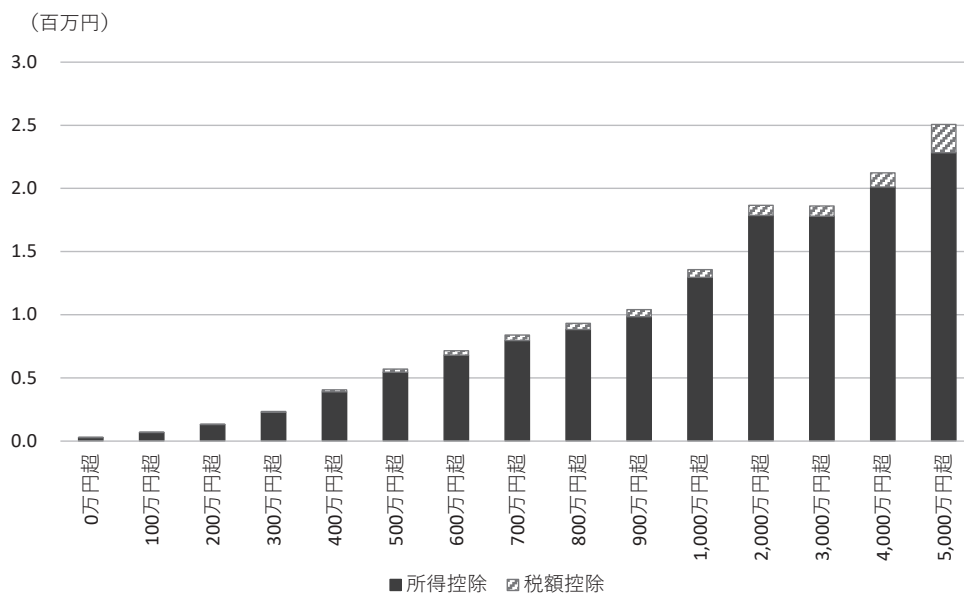
分のみ）を除いた場合、それぞれで控除の負担軽減割合を計測した。図が示すとおり、公的年金等控除の影響は比較的小さい。またその中で、収入逓増部分による影響はほとんどないことが分かる。こうした結果は、表4における適用控除額の分布でも確認したように、公的年金等控除では収入逓増部分の利用が少ないことを反映している。

最後に、給与所得控除・公的年金等控除・社会保険料控除の影響を見ていきたい。ただし、社会保険料控除を含めるためには、年末調整対象控除の内訳を扱うことになるため、分析対象としてサンプルBを使用する必要がある。図6は所得階層別に見た控除の負担軽減割合（合計所得1, サンプルBのケース）を示している。負担軽減割合は軽減額の合計所得1に対する割合をとっている。パネル(a)は控除全般の効果および給与所得控除・公的年金等控除の影響を示している。サンプルAを使用した図5パネル(a)とサンプルBを使用した図6パネル(a)を比較するとき、双方はほとんど同じ結果を得ている。したがって、サンプルの違いは計測結果の特徴にほとんど影響をもたらさないため、サンプルBの下で社会保険料控除を加味した計測結果については、サンプルAの下で得られた図5の結果と比較しても問題は少ないと言えるだろう。図6のパネル(b)は控除全般の効果および給与所得控除・公的年金等控除・社会保険料控除の影響を示している。ここではその影響を捉えるため、(1) 給与所得控除・公的年金等控除・社会保険料控除を除いた場合、(2) 給与所得控除・公的年金等控除・社会保険料控除（収入逓増部分のみ）を除いた場合、(3) 社会保険料控除を除いた場合、それぞれで控除の負担軽減割合を計測した⁶⁾。図が示すとおり、これら3控除の影響は大きく、これらが無ければ「700万円超 2,000万円以下」の所得階層において負担軽減割合は4%程度にまで

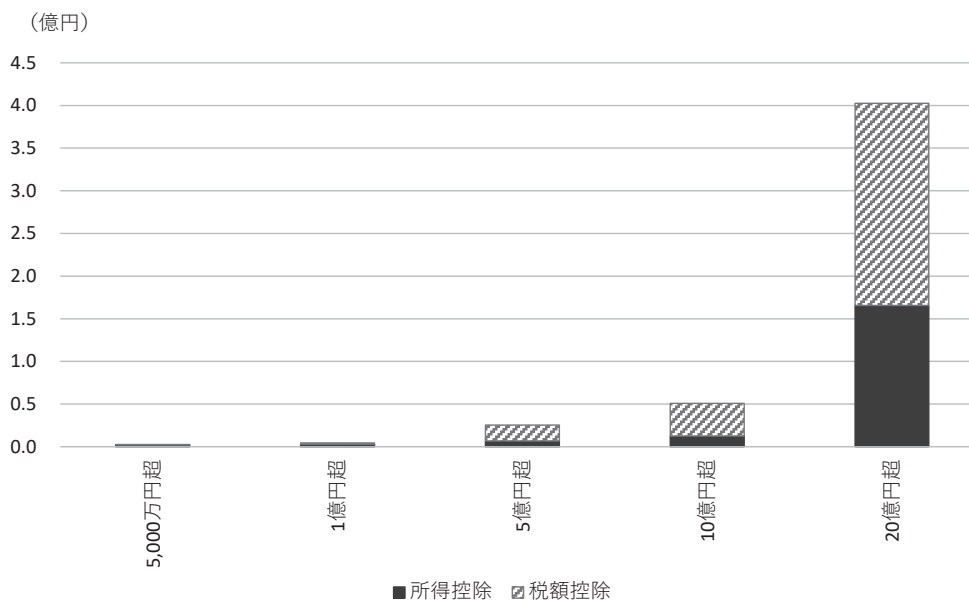
6) (2) の「給与所得控除・公的年金等控除・社会保険料控除（収入逓増部分のみ）」とは、給与所得控除の収入逓増部分、公的年金等控除の収入逓増部分、社会保険料控除の全額を含んでいる。

図4 控除の負担軽減効果（軽減額）

(a) 所得1億円未満の所得階層別



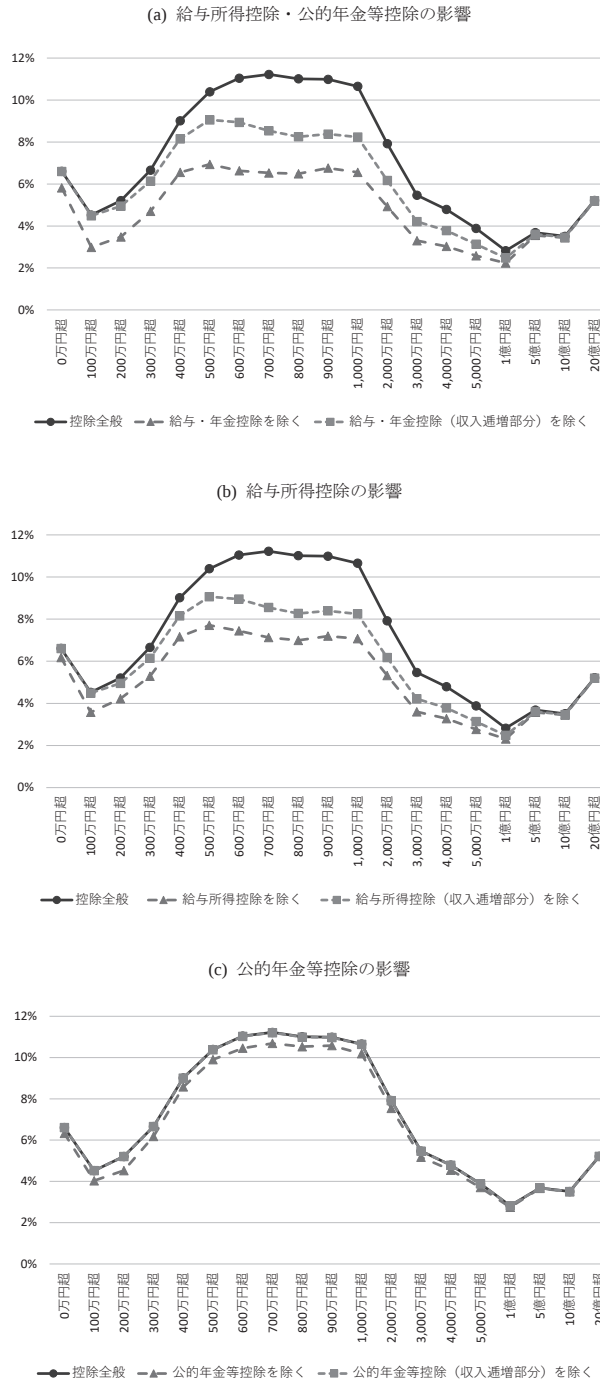
(b) 所得5,000万円以上の所得階層別



（注） 所得階層別は合計所得1を、またサンプルAを使用している。

（出所） 国税庁保有行政記録情報（所得税，2020年）

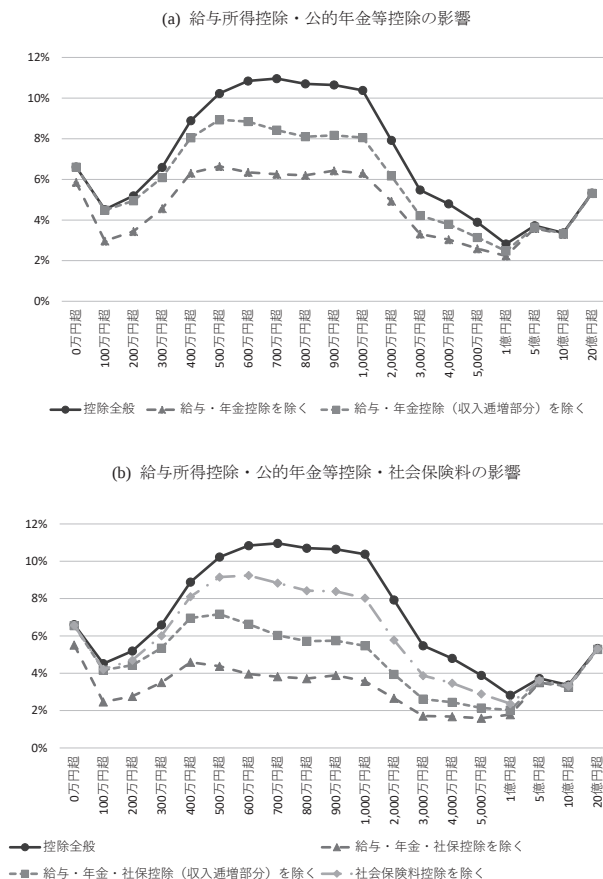
図5 控除の負担軽減効果（軽減割合）



(注) 所得階層別や対所得比は合計所得1を、またサンプルAを使用している。

(出所) 国税庁保有行政記録情報（所得税，2020年）

図6 控除の負担軽減効果（軽減割合）



(注) 所得階層別や対所得比は合計所得1を、またサンプルBを使用している。

(出所) 国税庁保有行政記録情報（所得税，2020年）

低下する。またその中で収入通増部分による影響が大きいことが分かる。こうした結果は、図1パネル(a)や図2パネル(a)における控除の適用控除額でも確認したように、給与所得控除の収入通増部分や社会保険料控除の利用が多いことを反映している。

V-2. 再分配効果への影響

控除の負担軽減効果が再分配効果に与える影響を捉えるにあたってはAvram (2018)の手法を採用し、控除の適用有無により各個人の税額の変化を通じて、税の再分配効果がどの程度

変化するかを計測する。ここでは、再分配効果の指標として税による所得格差の変化分を捉え、また格差の指標としてジニ係数を使用する。課税前所得のジニ係数を $Gini_{pre}$ と表す。課税後所得のジニ係数については3種類のものを使用する。第1に、控除を全て適用して税額を計算した場合、すなわち実際の税制に基づいて税額を計算した場合における課税後所得（課税後所得A）のジニ係数を $Gini_{post_A}$ とする。第2に、控除を全く適用しないで税額を計算した場合における課税後所得（課税後所得B）のジニ係数を $Gini_{post_B}$ とする。第3に、特定の控除（ある

いは特定の控除における収入逓増部分）を適用しないで税額を計算した場合における課税後所得（課税後所得 C）のジニ係数を $Gini_{post_C}$ とする。

このとき、税制全体の効果 RE_{total} は、課税前所得から課税後所得 A までに關するジニ係数の変化分として計測する。

$$RE_{total} = Gini_{pre} - Gini_{post_A} \quad (1)$$

税制全体の効果のうち、税率等の効果 RE_{rate} は、課税前所得から課税後所得 B までに關するジニ係数の変化分として計測する。

$$RE_{rate} = Gini_{pre} - Gini_{post_B} \quad (2)$$

税制全体の効果のうち、控除の効果 $RE_{deduction}$ は、課税後所得 B から課税後所得 A までに關するジニ係数の変化分として計測する。

$$RE_{deduction} = Gini_{post_B} - Gini_{post_A} \quad (3)$$

また、控除の効果のうち、考察の対象としている特定の控除（あるいはその収入逓増部分）に關する効果 $RE_{particular}$ は、課税後所得 C から課税後所得 A までに關するジニ係数の変化分として計測する。

$$RE_{particular} = Gini_{post_C} - Gini_{post_A} \quad (4)$$

なお、控除の効果のうち、特定の控除を除いた他の控除に關する効果 RE_{other} は、課税後所得 B から課税後所得 C までに關するジニ係数の変化分に相当する。

$$RE_{other} = Gini_{post_B} - Gini_{post_C} \quad (5)$$

以下では、控除の負担軽減効果が再分配効果に与える影響を見ていく。上述のとおり、適用控除額や負担軽減効果の点から、特に給与所得控除、公的年金等控除、社会保険料控除が比較的大きな影響を有しているため、ここでもこれらの控除について焦点を当てて考察する。表 5 は所得格差と再分配効果の大きさを示している。合計所得について 2 ケース、サンプルについても 2 ケースに分けており、合計 4 ケースの結果を扱った。計測結果の特徴はいずれのケースでも共通している。税務データを使用した課税前所得のジニ係数は 0.365～0.419、課税後所得のジニ係数（現行制度に基づく課税後所得 A に相当）は 0.342～0.393 となっている。その結果、所得税による再分配効果は 0.023～0.026 となっている⁷⁾。

表 5 のサンプル A の計測結果から、控除の負担軽減効果は格差拡大に寄与しており、税の再分配効果を弱めていることが確認される。控除が格差拡大の方向に作用している背景としては給与所得控除、特にその収入逓増部分が格差拡大に影響していることが挙げられる。こうした点は図 5 のパネル (b) で確認したように、給与所得控除による負担軽減効果が大きく、特にその収入逓増部分が強く影響していることを反映している。他方、公的年金等控除は所得格差に対してほとんど影響していない。こうした点は図 5 のパネル (c) で確認したように、公的年金等控除による負担軽減効果が小さいことを反映している。

さらに、社会保険料控除も含めて再分配効果への影響を見ていきたい。ただし、社会保険料控除を含めるためには、分析対象としてサンプル B を使用する必要がある。表 5 のサンプル B の計測結果からも、控除の負担軽減効果は格差拡大に寄与していることが確認される。給与

7) こうした結果を捉えるにあたってはいくつかの留意が必要である。例えば、調査統計を使用する場合、所得は世帯単位であるため等価世帯ベースを採用することや、可処分所得については公的給付の受給や税・社会保険料の拠出それぞれを適用した後の水準を使用することがある。他方、税務データを使用する場合、分析対象サンプルに超高所得層を含んでいる点が有益である。ただし、所得は個人単位であることや、課税後所得については所得税の拠出のみを適用した水準となっている。

表5 所得格差と再分配効果

		サンプル A		サンプル B	
		合計所得 1	合計所得 2	合計所得 1	合計所得 2
ジニ係数					
課税前所得	(a1)	0.365	0.396	0.384	0.419
課税後所得(現行制度)	(a2)	0.342	0.372	0.359	0.393
課税後所得(全ての控除なし)	(a3)	0.330	0.365	0.347	0.386
課税後所得(給与所得控除・公的年金等控除なし)	(a4)	0.336	0.368	0.353	0.389
課税後所得(給与所得控除・公的年金等控除の収入増増部分なし)	(a5)	0.337	0.368	0.354	0.389
課税後所得(給与所得控除なし)	(a6)	0.336	0.368	0.353	0.389
課税後所得(給与所得控除の収入増増部分なし)	(a7)	0.337	0.368	0.354	0.389
課税後所得(公的年金等控除なし)	(a8)	0.342	0.372	0.359	0.393
課税後所得(公的年金等控除の収入増増部分なし)	(a9)	0.342	0.372	0.359	0.393
課税後所得(社会保険料控除なし)	(a10)			0.355	0.390
課税後所得(給与所得控除・公的年金等控除・社会保険料控除なし)	(a11)			0.349	0.386
課税後所得(給与所得控除・公的年金等控除・社会保険料控除の収入増増部分なし)	(a12)			0.350	0.386
再分配効果					
税制全体	(b1) = (a1) - (a2)	0.023	0.024	0.025	0.026
税率等	(b2) = (a1) - (a3)	0.035	0.031	0.037	0.033
控除	(b3) = (a3) - (a2)	-0.012	-0.007	-0.012	-0.007
給与所得控除・公的年金等控除	(b4) = (a4) - (a2)	-0.006	-0.004	-0.006	-0.004
給与所得控除・公的年金等控除の収入増増部分	(b5) = (a5) - (a2)	-0.005	-0.004	-0.005	-0.004
給与所得控除	(b6) = (a6) - (a2)	-0.006	-0.004	-0.006	-0.004
給与所得控除の収入増増部分	(b7) = (a7) - (a2)	-0.005	-0.004	-0.005	-0.004
公的年金等控除	(b8) = (a8) - (a2)	0.000	0.000	0.000	0.000
公的年金等控除の収入増増部分	(b9) = (a9) - (a2)	0.000	0.000	0.000	0.000
社会保険料控除	(b10) = (a10) - (a2)			-0.004	-0.003
給与所得控除・公的年金等控除・社会保険料控除	(b11) = (a11) - (a2)			-0.010	-0.007
給与所得控除・公的年金等控除・社会保険料控除の収入増増部分	(b12) = (a12) - (a2)			-0.009	-0.007

(出所) 国税庁保有行政記録情報(所得税, 2020年)

所得控除・公的年金等控除・社会保険料控除といった3控除で控除全般と同程度に格差拡大に影響しており、またその中で収入増増部分による影響が大きい。したがって、給与所得控除や社会保険料控除は利用実態として適用控除額が大きい上、収入に応じて適用控除額が大きくなる仕組みを有しているため、控除による負担軽減効果は高所得層ほど大きく、またこのことが

ら控除が再分配効果の低下に寄与していることが確認された。

Ⅵ. 結論

日本では近年、社会保障制度の維持には家計の税負担の見直しが必須であると考えられる中、基幹税である所得税の再検討も求められている。こうした中、日本の所得税が抱えている課題の一つとして、手厚い所得控除により課税ベースが大きく侵食されていることが指摘されており、このことは所得税における財源調達能力ばかりでなく、所得再分配機能の低下にもつながる。こうした可能性について現状はどうかを理解するには、控除が税の負担構造に与える影響を捉えてみれば良い。所得税において累進的な負担構造をもたらし制度的要因としては税率構造とともに所得控除が挙げられる。ただし、実際の所得税制では様々な控除があり、個々の控除の仕組みも多様であるため、所得控除が税の負担構造を累進的なものにしているかは一概には言えない。それゆえ、現行の所得税制において控除が累進的な負担構造にどのような影響を与えているのかを捉えるにあたっては、控除による負担軽減やそれに伴う再分配効果への影響についてデータに基づいた実態把握を行う必要がある。そこで、本稿では国税庁が保有する所得税確定申告書の税務データ（2020年）を用いて控除の負担軽減効果および再分配効果について計測し、「どのような階層が負担軽減の恩恵を大きく受けているのか」（負担軽減効果の構造）や「控除に伴う負担軽減が再分配効果をどのように変化させるのか」（再分配効果への影響）について考察した。

第1に、控除の利用実態としては適用控除額の点で給与所得控除や社会保険料控除の金額が大きく、高齢者の場合には公的年金等控除の金額が大きい。また、これらの控除は収入が高まるにつれて適用控除額が増加するもの、すなわち収入通増的な仕組みを採っているため、利用実態としても所得階層が高まるほど適用控除の

合計額が大きくなることが確認された。さらに適用控除額の対所得比で見ると、所得控除および所得計算上の控除（給与所得控除や公的年金等控除）を合わせると、控除比率の平均は68.1%となっており高い水準となっている。所得階層が高まるにつれて控除比率は低下する傾向にあるものの、例えば「700万円超800万円以下」より下位の所得階層はサンプルの88.8%を占め、こうしたほとんどの層で所得控除等によって合計所得の半分以上が控除されている。先行研究でも指摘されてきたように、日本の所得税は手厚い所得控除によって課税ベースが狭くなっており、こうした特徴は高所得層にも及んでいる（田近・八塩 2006a, 2006b, 2008, 2010；金田 2014）。

第2に、控除の負担軽減額を対所得比で見ると、現行制度における控除の負担軽減効果は逆U字型の形状を持っているようにも見えるが、所得分布の大勢を占めるところで捉えれば、むしろ控除の負担軽減効果は右上がりの形状を持ち、所得階層が高まるほど控除による負担軽減効果が大きい。それゆえ、現行の所得税制において、控除の負担軽減効果は累進的な負担構造を弱めていると言える。また、こうした背景には給与所得控除の収入通増部分や社会保険料控除が大きく影響している。

第3に、所得税は所得格差是正の機能を果たしている。しかし、こうした中で控除の負担軽減効果は格差拡大に寄与しており、税の再分配効果を弱めていることが確認された。控除が格差拡大の方向に作用している背景には給与所得控除の収入通増部分や社会保険料控除が格差拡大に影響している。

所得税の所得再分配機能の回復が求められる中では、累進的な負担構造をどのように高めていくかを検討する必要がある、そのためには税

率構造のみならず控除も検討の対象となる。本稿の考察を踏まえるとき、控除については特に収入通増的な控除を縮小することで累進的な負担構造を強化し、またそれを通じて再分配効果を高めることが可能である。そこでは、例えば給与所得控除における控除率の引き下げなども挙げられる。2010年代における所得税の税制改正は様々な控除制度が変更されてきた。その中で、給与所得控除については適用控除額の上

限設定や上限の更なる引き下げといった制度変更が進められた。しかし、こうした取り組みは高所得層の負担率を高めたものの、所得税が果たしている再分配効果への影響は限定的であったとする結果もある（大野ほか2023）。今後の控除制度のあり方を検討するにあたっては、収入通増的な仕組みにも焦点を当てながら所得税の所得再分配機能を高めることに向けた施策が求められる。

参 考 文 献

- 足立泰美・金田陸幸（2016）「配偶者控除制度と有配偶女性の労働供給の変化」『生活経済学研究』43, pp. 13-29
- 阿部彩（2003）「児童手当と年少扶養控除の所得格差是正効果のマイクロ・シミュレーション」『季刊・社会保障研究』39(1), pp. 70-82
- 阿部彩（2008）「給付付き税額控除の具体的設計：マイクロ・シミュレーションを用いた検討」, 森信茂樹（編）『給付つき税額控除：日本型児童税額控除の提言』, pp. 57-90, 中央経済社
- 石弘光（1979）『租税政策の効果：数量的接近』, 東洋経済新報社
- 上村敏之（2008）「所得税における租税支出の推計：財政の透明性の観点から」『会計検査研究』38, pp. 1-14
- 宇南山卓・勇上和史・佐野晋平・稲葉和洋（2025）「所得データとしての確定申告データ」『フィナンシャル・レビュー』160, pp. 150-181
- 大野太郎・今堀友嗣・小嶋大造（2023）「個人所得課税の累進構造の変化：収入通増的な控除が所得水準ごとの限界税率に与える影響」, PRI Discussion Paper Series, No. 23A-05
- 大野太郎・岡本慎吾・稲葉和洋（2025）「所得税における控除の負担軽減効果と再分配効果：税務データを用いた分析」, NTC Joint Research Discussion Paper Series, 250200-01ST
- 金田陸幸（2014）「所得課税における控除の実態：マイクロシミュレーションによる分析」『租税資料館賞受賞論文集』第22回中巻, pp. 181-223
- 金田陸幸（2018）『個人所得課税の公平性と効率性：マイクロシミュレーションによる実証分析』日本経済評論社
- 金田陸幸・栗田匡相（2017）「タイの個人所得税改革による労働供給への影響：マイクロシミュレーションによる分析」『人口学研究』53, pp. 1-22
- 川出真清（2016）「経済格差と税・社会保障負担に関するマイクロ・シミュレーション」『フィナンシャル・レビュー』127, pp. 31-48
- 國枝繁樹・米田泰隆（2023）「日本の所得税制に関する税務データに基づく分析の意義」, NTC Joint Research Discussion Paper Series, No. 230100-01ST
- 栗田広暁（2017）「扶養控除廃止縮減による実質的な増税が家計の消費行動に与えた影響の分析」『財政研究』13, pp. 156-176
- 栗田広暁（2019）「扶養控除額の変化が所得税の限界税率を通じて家計に与えた影響の分析：税引き後弾性値の推計」『財政研究』15, pp. 181-193
- 白石浩介（2010）「給付付き税額控除による所得保障」『会計検査研究』42, pp. 11-28
- 高山憲之・白石浩介（2010）「米国型 EITC の日本への導入効果」『経済研究』61(2), pp. 97-116

- 高山憲之・白石浩介 (2016) 「配偶者控除見直しに関するマイクロシミュレーション (I)」『年金研究』No. 05, pp. 1-25
- 高山憲之・白石浩介 (2017) 「配偶者控除見直しに関するマイクロシミュレーション (II)」『年金研究』No. 06, pp. 1-37
- 田近栄治・古谷泉生 (2003) 「税制改革のマイクロ・シミュレーション分析」, 小野善康ほか (編) 『現代経済学の潮流 2003』第7章, 東洋経済新報社
- 田近栄治・古谷泉生 (2005) 「年金課税の実態と改革のマイクロ・シミュレーション分析」『経済研究』56(4), pp. 304-316
- 田近栄治・八塩裕之 (2006a) 「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」, 貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所 (編) 『経済格差の研究：日本の分配構造を読み解く』, 中央経済社, 第7章
- 田近栄治・八塩裕之 (2006b) 「税制を通じた所得再分配：所得控除にかわる税額控除の活用」, 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫 (編) 『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』, 東京大学出版会, 第4章
- 田近栄治・八塩裕之 (2008) 「所得税改革：税額控除による税と社会保険料負担の一体調整」『季刊社会保障研究』44(3), pp. 291-306
- 田近栄治・八塩裕之 (2010) 「税収の確保と格差の是正：給付付き税額控除制度の導入」, 土居丈朗 (編) 『日本の税をどう見直すか』, 日本経済新聞出版社, 第2章
- 土居丈朗 (2010) 「子ども手当導入に伴う家計への影響分析：JHPSを用いたマイクロ・シミュレーション」『経済研究』61(2), pp. 137-153
- 土居丈朗 (2016) 「所得税の税額控除新設試案に関するマイクロ・シミュレーション分析：所得控除から税額控除へ」『三田学会雑誌』109(1), pp. 61-86
- 土居丈朗 (2017) 「わが国の所得税の控除が所得格差は正に与える影響：配偶者控除見直しに関するマイクロ・シミュレーション分析」『経済研究』68(2), pp. 150-168
- 土居丈朗 (2021) 「所得税改革が世代間格差に与えた影響に関するマイクロ・シミュレーション分析」『三田学会雑誌』113(4), pp. 35-48
- 土居丈朗 (2023) 「2010年代における所得税改革の所得再分配効果：各税制改正が与えた影響のマイクロシミュレーション分析」『財政研究』19, pp. 85-108
- 土居丈朗・朴寶美 (2011) 「所得税制改革が家計に与える影響：平成23年度税制改正大綱に関するマイクロ・シミュレーション」, 樋口美雄・宮内環・C.R. McKenzie・慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター (編) 『パネルデータによる政策評価分析【2】教育・健康と貧困のダイナミズム：所得格差に与える税社会保障制度の効果』, 慶應義塾大学出版会, 第7章
- 林正義 (2020) 「課税政策におけるEBPM」, 大橋弘 (編) 『EBPMの経済学：エビデンスを重視した政策立案』, 東京大学出版会, 第5章
- 増井良啓 (2014) 『租税法入門』有斐閣
- 望月正光・野村容康・深江敬志 (2010) 『所得税の実証分析：基幹税の再生を目指して』日本経済評論社
- 森信茂樹・前川聡子 (2001) 「わが国所得税課税ベースのマクロ推計」『フィナンシャル・レビュー』57, pp. 103-122
- Albarea, A., M. Bernasconi, C.D. Novi, A. Marenzi, D. Rizzi and F. Zantomio (2015), “Accounting for Tax Evasion Profiles and Tax Expenditures in Microsimulation Modelling: the BETAMOD Model for Personal Income Taxes in Italy”, *International Journal of Microsimulation*, 8(3), pp. 99-136
- Altshuler, R. and R. Dietz (2011), “Reconsidering Tax Expenditure Estimation”, *National Tax Journal*, 64(2), pp. 459-490
- Avram, S. (2018), “Who Benefits from the ‘Hidden Welfare State’? the Distributional Effects of Personal Income Tax Expenditure in Six Countries”, *Journal of European Social*

- Policy*, 28(3), pp. 271-293
- Bessho, S. (2018), "Child Benefit, Tax Allowances and Behavioral Responses: The Case of Japanese Reform, 2010 - 2011", *Japanese Economic Review*, 69(4), pp. 478-501
- Bessho, S. and M. Hayashi (2014), "Intensive Margins, Extensive Margins, and Spousal Allowances in the Japanese System of Personal Income Taxes: A Discrete Choice Analysis", *Journal of the Japanese and International Economics*, 34, pp. 162-178
- Burman, L., C. Geissler and E.J. Toder (2008), "How Big Are Total Individual Tax Expenditure, and Who Benefits from Them", *American Economic Review: Papers & Proceeding*, 98(2), pp. 79-83
- Burman, L., E. Toder, D. Berger and J. Rohaly (2017), "Economic and Distributional Effects of Tax Expenditure Limits", A. Auerbach and K. Smetters (eds), *The Economics of Tax Policy*, Oxford University Press
- Matsuda, K., Y. Ozeki, K. Kikuta and J. Ueda (2014), "The Impact of Demographic Changes on Social Security Payments and the Individual Income Tax Base: Long-term Micro-simulation Approach", *Public Policy Review*, 10(3), pp. 481-517
- Miyazaki, T. and Y. Kitamura (2016), "Decomposition of Redistributive Effects of Japanese Personal Income Tax, 1984-2009", *FinanzArchiv*, 72(3), pp. 334-368
- Miyazaki, T., Y. Kitamura and T. Ohno (2019), "Tax Reforms, Redistribution and Population Aging: Evidence from Japan", *Japanese Economic Review*, 70(1), pp. 105-122
- Moriguchi, C. and E. Saez (2010), "The Evolution of Income Concentration in Japan: Evidence from Income Tax Statistics", A.B. Atkinson and T. Piketty (eds), *Top Incomes: A Global Perspectives*, Oxford University Press
- Morinobu, S. and A. Nakamoto (2013), "A Revised Estimation of Japan's Income Tax Base", *Public Policy Review*, 9(2), pp. 433-455
- Nakamoto, A. (2014), "Japan's Income Tax Base: Comparison with Other Countries and Estimation of Tax Reform", *Public Policy Review*, 10(3), pp. 397-413
- Ogasa, T. (2019), "Income Distribution Effect of a Shift from Income Deduction to Tax Credit: Discrete Choice Model-Based Simulation Incorporating Labor Supply", PRI Discussion Paper Series, No. 19A-02
- Ohno, T., T. Imahori and D. Kojima (2025), "Effects of Income-increasing Deduction in Personal Income Tax on the Burden Reduction and Income Redistribution: Evidence from Japan", *Japan and the World Economy*, 73, 101296
- Ohno, T., J. Sakamaki, D. Kojima and T. Imahori (2021), "Effects of deductions on the tax burden reduction and the redistribution of the income and resident taxes", *Japan and the World Economy*, 60, 101104, Erratum (2022), 61, 101113
- Ohno, T., J. Sakamaki, D. Kojima and T. Imahori (2024), "Factor Decomposition of Changes in the Income Tax Base", *Japanese Economic Review*, 75(1), pp. 1-28
- Poterba, J.M. (2011), "Introduction: Economic Analysis of Tax Expenditure", *National Tax Journal*, 64(2), pp. 451-458
- Yashio, H. and K. Hachisuka (2014), "Impact of Population Aging on the Personal Income Tax Base in Japan: Simulation Analysis of Taxation on Pension Benefits Using Micro Data", *Public Policy Review*, 10(3), pp. 519-541